

建設工事における情報共有システムの本格運用について

津幡町では、工事における情報伝達等の効率化を図るため、一部の工事において情報共有システムを試行運用してまいりましたが、令和6年4月から本格運用へ移行します。

(1) 対象工事

当町発注工事のうち、予定価格500万円以上(税込)のすべての工事(営繕工事を除く)を対象とします。

なお、対象工事は特記仕様書に「情報共有システム活用対象工事」であることを明記します。

【留意事項】

- ・対象工事であっても、契約後、やむを得ない理由が認められた場合は、受発注者の協議により適用外とすることができます。
その場合は、「申出書」を工事担当課に提出してください。
- ・対象工事外であっても、受注者の申し出があれば、対象工事とすることもできます。
その場合は、「承諾願」を工事担当課に提出してください。

(2) 適用日

令和6年4月1日以降に契約する工事から適用します。

(3) 使用システム

当町で使用するシステムは、「津幡町情報共有システム機能仕様書」の要件を満たすものとします。

(4) その他

基本的な要領は石川県が策定している「石川県電子納品ガイドライン」等に準拠します。

関連書類

提出書類様式(申出書、承諾願、事前協議チェックシート)

津幡町情報共有システム機能仕様書

電子納品の手引き

外部リンク

[石川県 CALS/EC](#)